

平成18年に現行会社法が施行されて、10年が経った。同法は、商法の再編成と現代化の一環として誕生した。会社法制定当時、私の身近な企業経営者や税理士などの間で話題になっていたのは、株式会社の機関設計の緩和と合同会社であった。

定款自治による機関設計の緩和により株式会社と機関設計の組合せは39通り（現在では47通り）にも及び、株式会社の起業者たちを悩ませた。

会社法施行10年とこの1年

が問題となった。しかし、合同会社の内部関係は組合的であり株主総会や取締役といった機関を置く必要がないこと、利益や権限の配分は社員の出資比率を基準にする必要はなく社員ごとに決めることができること、社員の責任が間接有限責任であること、そして、設立手続きが株式会社のものに比べ簡易であることなどのメリットを活かし、大規模企業が合併会社を設立する際に合同会社形態を利用するようになった。このことにより、合同会社は使い勝手の良い会社形態であることが実業界に浸透し、その数は徐々に増している。合同会社の平成27年度

外役員を置く第三の機関形態である。監査等委員会は、3名以上の取締役（過半数は社外取締役でなければならぬ）で構成され、取締役の職務の執行に関する監査権限に加え、株主総会における取締役の選任や報酬に関する意見陳述権をもつこともできる。この制度は監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の中間的な性質をもつ。

さらに改正法は社外取締役活用を促進する目的で、社外監査役を置いていない上場会社（監査役会設置会社）の取締役に「社外取締役を置くことが相当ではない理由」を定時株主総会で説明することを強いた。取締役は、社外取締役を置くか、置かない理由を説明するかの選択を迫られることとなった。その結果、改正法施行後、東証の上場会社中720社が監査等委員会設置会社へ移行した（平成28年11月現在）。しかし、

問われる

社外取締役の実効性

他方、合同会社については、会社法制定前にはパススルー課税への期待が大きかったが結局これは日の目を見ず、その活用のあり方



名古屋経済大学法学部教授
美濃羽 正康

登記件数は4万8千社を超えるに至った。起業はもろんのこと、会社分割など企業再編においても魅力的な形態である。

会社法は、平成26年に初めて改正が行われ、昨年より施行された。コーポレートガバナンス関連では、取締役に對する監督のあり方をめぐり社外取締役の積極的活用を促すため「監査等委員会設置会社」制度が新設された。この制度は、監査役会設置会社、指名委員会等設置会社に続く、社

なかには監査役会の社外監査役を監査等委員会の社外取締役にスライドさせたに過ぎないものも少なくないという。

アリバイ作りのような監査等設置会社への移行に終わらないよう注視していく必要がある。また、上場会社以外の会社での活用についても興味のあるところである。グローバルな展開を目指すベンチャー企業が海外資本を求めて活用するの

みのは まさやす 会社法。愛知学院大学大学院法学研究科博士課程後期満期退学。博士（法学）。1961年生まれ。

